平成２６年（フ）第２５９８号
千葉県野田市大殿井49―６
破産者　堀江　政幸
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７０８号
東京都世田谷区等々力６丁目20―１―104
破産者　堀口　健二
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７０９号
東京都世田谷区等々力６丁目20―１―104
破産者　堀口　雅美
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７５４号
東京都世田谷区桜１丁目14―10
破産者　前中　　透
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７９８号
東京都国立市谷保4269
破産者　長田谷　眞
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９８７号
神奈川県横須賀市池田町２丁目３―６　アクアシティハウス池田１―６
破産者　祐川　好美
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３００７号
神奈川県横浜市鶴見区生麦４丁目25―37―203
破産者　中川　信幸
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３０８５号
東京都多摩市和田1447―102
破産者　土屋　良太
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３１６２号
東京都大田区上池台５丁目８―２―102
破産者　中谷まき子
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２６９号
神奈川県川崎市川崎区南町３丁目２番地
破産者　有限会社田口
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２７０号
神奈川県川崎市川崎区田町２丁目４―13―810　グロス・ヴュー・スクエア　アルタイムⅢ
破産者　田口　　信
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２７１号
神奈川県川崎市川崎区田町２丁目４―13―810　グロス・ヴュー・スクエア　アルタイムⅢ
破産者　田口　美子
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２８４号
東京都渋谷区恵比寿２丁目17―11―102
破産者　久保田智之
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３２７号
東京都大田区大森南３丁目４―10　ホワイトパレスⅡ304
破産者　松岡　摂哉
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３６０号
東京都港区西新橋１丁目２番９号　日比谷セントラルビル14階
破産者　ホネ・エンタープライゼス・コーポレーション株式会社
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４２１号
埼玉県坂戸市東坂戸１丁目21―703
破産者　大澤　　昇
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４２４号
岡山県倉敷市児島上の町２丁目２番17号
破産者　有限会社カワサキ
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４２５号
東京都世田谷区宮坂３丁目１―52―408
破産者　岡本　洋二
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３７８１号
埼玉県川口市大字西立野820―１―106
破産者　西田　哲勇
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４１５０号
東京都台東区台東２丁目26番８号　若林ハイム301
破産者　有限会社エヴァインターナショナル
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部